

草津市公報

発行日 令和6年2月1日
(毎月1・15日発行)

発行番号 第 2 号

発行所 草 津 市 役 所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

目 次

◎ 規 則

草津市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（プール整備事業推進室） 1

◎ 告 示

公示送達について（介護保険課） 6

草津市総合計画策定市民会議開催要綱（企画調整課） 7

草津市令和6年能登半島地震災害支援本部設置要綱（危機管理課） 8

生活保護法第54条の2第1項の規定に基づく介護扶助のための介護担当機関の指定について（生活支援課） ... 8

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護支援給付のための介護担当機関の指定について（生活支援課） 9

草津市保育体制強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課） 9

草津市立草津川跡地公園駐車場駐車料金身体障害者等減額実施要綱の一部を改正する要綱（プール整備事業推進室） 14

◎ 公 告

草津市有財産売却処分一般競争入札公告（総務課） 15

差押財産の公売について（納税課） 18

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 20

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 20

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課） 20

◎ 農業委員会告示

土地改良事業の施行区域内の農用地に係る土地改良事業参加資格者の交替について 21

規 則

草津市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月15日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第1号

草津市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

草津市都市公園条例施行規則（昭和63年草津市規則第18号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 （有料公園施設の使用の許可の申請期間等） 第3条 条例第8条第2項本文において準用する条例第3条第2項および第3項に規定する有料公園施設使用許可の申請書の提出期間および草津市立プール予約システム（電子情報処理組織により、草津市立プールの予約および利用の手続き等に係る事務を自動的に処理するシステムをいう。以下「プール予約システム」という。）の申請期間は、次のとおりとする。ただし、次項に規定する場合その他市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。 （1）～（5） 《現行どおり》 （6） 草津市立プール 使用しようとする日の属する月の3月前から当日まで （7） 《現行どおり》 2 条例第8条第2項ただし書の規定により、利用券もしくは駐車券を発行する場合またはコインロッカーもしくはコインシャワーに現金を投入して使用する場合は、利用券もしくは駐車券の授受または現金の投入をもつて（プール予約システムにより使用申請等の手続きを行う場合は、当該手続きをもつて）、同項本文において準用する条例第3条第2項および第3項の手続きに代えるものとする。 （許可書の交付） 第4条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項、法第6条第2項もしくは第3項または条例第3条第2項もしくは第3項（条例第8条第2項本文において準用する場合を含む。）の申請書を提出して許可された者に対しては、許可書を交付するものとする。ただし、前条第2項の規定により申請書を提出しなかった者については、この限りでない。 第4条の2～第6条の2 《現行どおり》 （使用料の還付）	第1条～第2条 《省略》 （有料公園施設の使用の許可の申請期間等） 第3条 条例第8条第2項本文において準用する条例第3条第2項および第3項に規定する有料公園施設使用許可の申請書の提出期間は、次のとおりとする。ただし、次項に規定する場合その他市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。 （1）～（5） 《省略》 《改正後新設》 （6） 《省略》 2 条例第8条第2項ただし書の規定により、利用券もしくは駐車券を発行する場合またはコインロッカーもしくはコインシャワーに現金を投入して使用する場合は、利用券もしくは駐車券の授受または現金の投入をもつて、同項本文において準用する条例第3条第2項および第3項の手続きに代えるものとする。 （許可書の交付） 第4条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項、法第6条第2項もしくは第3項または条例第3条第2項もしくは第3項（条例第8条第2項本文において準用する場合を含む。）の申請書を提出して許可された者に対しては、許可書を交付するものとする。 第4条の2～第6条の2 《省略》 （使用料の還付）

改正後	改正前
第7条 <現行どおり> (1)～(6) <現行どおり> 2 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書に第4条の許可書を添えて、市長に提出しなければならない。<u>ただし、プール予約システムにより手続きを行う場合は、この限りでない。</u> (使用料の減免) 第8条 <現行どおり> (1)～(5) <現行どおり> (6) 教養室または<u>草津川跡地公園（区間5）</u>駐車場を条例第2条に規定する草津川跡地公園の指定管理者が同条に規定する業務を実施するため使用するとき 全額 (7)～(11) <現行どおり> (12) <u>草津川跡地公園（区間4）駐車場において、滋賀県内に住所を有する身体障害者等が運転または乗車する自動車、または、草津川跡地公園（区間5）駐車場において、草津市、守山市、栗東市または野洲市に住所を有する身体障害者等が運転または乗車する自動車で、市長が別に定めるもの</u>市長が定める額 (13)～(21) <現行どおり> (22) 草津市立プールにおいて、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園が児童または生徒等を対象として学校行事またはクラブ活動等のために専用で使用するとき 5割相当額 (23) <現行どおり> 2 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書に市長が必要と認める書類を添えて、許可の申請の際市長に提出しなければならない。ただし、<u>プール予約システムにより手続きを行う場合、または、</u>市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。 3～5 <現行どおり> 第8条の2～第14条 <現行どおり> 別表第1（第2条第1項関係）	第7条 <省略> (1)～(6) <省略> 2 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書に第4条の許可書を添えて、市長に提出しなければならない。 (使用料の減免) 第8条 <省略> (1)～(5) <省略> (6) 教養室または駐車場を条例第2条に規定する草津川跡地公園の指定管理者が同条に規定する業務を実施するため使用するとき 全額 (7)～(11) <省略> (12) 駐車場において、草津市、守山市、栗東市または野洲市に住所を有する身体障害者等が運転または乗車する自動車で、市長が別に定めるもの 市長が定める額 (13)～(21) <省略> <改正後に新設> (22) <省略> 2 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書に市長が必要と認める書類を添えて、許可の申請の際市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。 3～5 <省略> 第8条の2～第14条 <省略> 別表第1（第2条第1項関係）

改正後				改正前			
有料公園施設の名称	使用日	使用時間	備考	有料公園施設の名称	使用日	使用時間	備考
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
草津川跡地公園（区間2）コインシャワー	1月4日から12月28日まで。ただし、月曜日は休館日とする。	午前9時から午後5時まで	休館日が国民の祝日に当たる場合はその日後において最も近い休日でない日を休館日とする（ただし、当該休館日が草津川跡地公園（区間5）コインシャワーの休館日にあたる場合はその翌日とする。）。	草津川跡地公園（区間2）コインシャワー	1月4日から12月28日まで。ただし、月曜日は休館日とする。	午前9時から午後5時まで	休館日が国民の祝日に当たる場合はその日後において最も近い休日でない日を休館日とする（ただし、当該休館日が草津川跡地公園（区間5）コインシャワーの休館日にあたる場合はその翌日とする。）。
草津市立プール	<u>1月4日から12月28日まで。ただし、木曜日は休館日とする。</u>	<u>午前9時から午後9時まで</u>	<u>休館日が国民の祝日に当たる場合はその日後において最も近い休日でない日を休館日とする。</u>	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》
草津川跡地公園（区間4）駐車場	<u>1月1日から12月31日まで</u>	<u>午前0時から午後12時まで</u>		《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
草津川跡地公園（区間5）コインシャワー	1月4日から12月28日まで。ただし、火曜日は休館日とする。	午前9時から午後5時まで	休館日が国民の祝日に当たる場合はその日後において最も近い休日でない日を休館日とする。	草津川跡地公園（区間5）コインシャワー	1月4日から12月28日まで。ただし、月曜日は休館日とする。	午前9時から午後5時まで	休館日が国民の祝日に当たる場合はその日後において最も近い休日でない日を休館日とする。
草津川跡地公園（区間5）駐車場	1月1日から12月31日まで	《現行どおり》		草津川跡地公園（区間5）駐車場	1月1日から12月31日まで	《省略》	

改正後				改正前						
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》			
別表第2（第5条関係）				別表第2（第5条関係）						
有料公園施設の名称	付属設備		単位	使用料	有料公園施設の名称	付属設備		単位	使用料	
水泳プール	コインロッカー		1個1回	100円	水泳プール	コインロッカー		1個1回	100円	
野外ステージ	放送器具		1式1回	500円	野外ステージ	放送器具		1式1回	500	
	長机		1脚1回	30円			長机		1脚1回	30
	パイプ椅子		1脚1回	20円				パイプ椅子		1脚1回
水生植物公園みずの森	コインロッカー		1個1回	100円	水生植物公園みずの森			コインロッカー		1個1回
	企画展示室	展示用机	1脚1時間	30円		企画展示室		展示用机	1脚1時間	30
		展示パネル	1枚1時間	50円				展示パネル	1枚1時間	50
		支柱	1本1時間	25円					支柱	1本1時間
草津川跡地公園（区間2）	《現行どおり》		《現行どおり》	《現行どおり》	草津川跡地公園（区間2）	《省略》			《省略》	《省略》
および草津川跡地公園（区間5）	スポットクーラー		1台1回	1,700円	および草津川跡地公園（区間5）	スポットクーラー			1台1回	1,700円
草津市立プール	競技用具（競泳）		1式1回	3,300円	《改正後に新設》					
	競技用具（水球）		1式1回	3,300円						
	競技用具（飛込）		1式1回	3,300円						
	競技用具（アーティスティックスイミング）		1式1回	3,300円						

改正後				改正前			
	スタート台	1台1回	1,100円				
	バックストロークレッジ	1台1回	1,100円				
	大型映像システム	1式1時間	5,000円				
	長机	1台1回	200円				
	補助椅子	1脚1回	100円				
	ワイヤレス通信システム	1式1回	1,500円				
	チューナー	1台1回	1,000円				
	ワイヤレスマイク	1本1回	200円				
	有線マイク	1本1回	100円				
	ピンマイク	1本1回	200円				
	液晶プロジェクタ	1式1回	1,600円				
	DVDプレイヤー	1式1回	400円				
	映像遅延装置	1式1時間	500円				
＜現行どおり＞	＜現行どおり＞	＜現行どおり＞	＜現行どおり＞	＜省略＞	＜省略＞	＜省略＞	＜省略＞
備考 1～4 ＜現行どおり＞ 5 草津市立プールの附属設備については、草津市立プールを専用使用する場合において、当該専用使用時間内のみ使用することを可とし、単位の欄中「1回」としているものについては、当該専用使用時間を1回として使用料を算定する。 6～7 ＜現行どおり＞ 別表第3（第5条の2関係） ＜現行どおり＞ 別記様式第1号～別記様式第19号 ＜現行どおり＞				備考 1～4 ＜省略＞ ＜改正後に新設＞ 5～6 ＜省略＞ 別表第3（第5条の2関係） ＜省略＞ 別記様式第1号～別記様式第19号 ＜省略＞			

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の草津市都市公園条例施行規則の草津川跡地公園（区間4）内の有料公園施設の使用に係る申請およびこれに対する許可の手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(令和6年1月15日揭示済み)

告 示

草津市告示第1号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年1月4日

草津市長 橋 川 渉

- 1 送達すべき書類

令和5年度 介護保険料額決定通知書

令和5年度 第5期介護保険料督促状

令和5年度 第6期介護保険料督促状

- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

- 3 上記の書類については、令和6年1月11日に送達があったものとみなす。

令和5年度介護保険料額決定通知書公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	井手口 芳弘	草津市追分南三丁目2番36号

令和5年度第5期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	須藤 賢治	草津市矢橋町1524番地14
2	万木 昇	草津市木川町356番地15

令和5年度第6期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	須藤 賢治	草津市矢橋町1524番地14
2	万木 昇	草津市木川町356番地15
3	山城 エツ子	草津市西渋川一丁目18番1号

(令和6年1月4日掲示済み)

草津市告示第2号

草津市総合計画策定市民会議開催要綱を次のとおり制定する。

令和6年1月4日

草津市長 橋 川 渉

草津市総合計画策定市民会議開催要綱
(設置)

第1条 この要綱は、草津市総合計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）の開催に必要な事項を定めることにより、第6次草津市総合計画第2期基本計画の策定に当たり、広く市民からの意見を求めることを目的とする。

(市民会議の委員)

第2条 市民会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委託する。

- (1) 関係する団体から選出された者
- (2) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者（役割）

第3条 委員は、第6次草津市総合計画第2期基本計画の策定にあたり、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

(1) 基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(会長および副会長)

第4条 市民会議に会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、市民会議の進行を行う。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年1月4日から施行する。

(令和6年1月4日掲示済み)

草津市告示第3号

草津市令和6年能登半島地震災害支援本部設置要綱を次のとおり制定する。

令和6年1月5日

草津市長 橋 川 渉

草津市令和6年能登半島地震災害支援本部
設置要綱

(目的)

第1条 令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震およびこれに引き続き地震等の影響による被災地および被災者を支援するため、草津市令和6年能登半島地震災害支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 支援本部に、本部長、副本部長および本部員を置く。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長、教育長および危機管理監をもって充てる。

3 本部長は、支援本部の事務を総括する。

4 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときまたは本部長が欠けたときは、副本部長（教育長を除く。）が所管の副市長、他の副市長、危機管理監の順序により本部長の職務を行う。

5 本部員は、部長級の職にある者をもって充てる。

(所掌事務)

第3条 支援本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 情報の収集および整理

(2) 支援の方針および具体的内容の決定

(3) 県および関係機関との調整

(4) 前3号に掲げるもののほか必要な事項

(本部会議)

第4条 支援本部は、情報共有、支援方針の検討等を行うため、支援本部会議（以下「本部会議」という。）を開催する。

2 本部会議は、本部長が招集する。

3 本部会議は、本部長が主宰する。

4 本部長は、本部員のほか必要と認める者の出席を求めることができる。

5 本部員は、本部長に対して本部会議の開催を求めることができる。

(体制)

第5条 支援本部に、本部会議で決定された方針に基づく支援を実行するため、草津市地域防災計画に掲げる組織に準じ部および班を置く。

(事務局)

第6条 支援本部の事務局は、総合政策部危機管理課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援本部に必要な事項は、本部長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月5日から施行する。

（草津市平成28年（2016年）熊本地震支援本部設置要綱の廃止）

2 草津市平成28年（2016年）熊本地震支援本部設置要綱（平成28年草津市告示第119号）は、廃止する。

（令和6年1月5日揭示済み）

草津市告示第4号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当する機関として次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和6年1月9日

草津市長 橋 川 渉

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	主たる事業所の名称	主たる事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人徳洲会 近江草津徳洲会病院	滋賀県草津市東矢倉三丁目34-52	医療法人徳洲会	滋賀県草津市東矢倉三丁目34-52	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	令和5年3月13日

（令和6年1月9日揭示済み）

草津市告示第5号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護支援給付のため介護を担当する機関として次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和6年1月9日

草津市長 橋 川 渉

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	主たる事業所の名称	主たる事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人徳洲会 近江草津徳洲会病院	滋賀県草津市東矢倉三丁目34-52	医療法人徳洲会	滋賀県草津市東矢倉三丁目34-52	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	令和5年3月13日

（令和6年1月9日揭示済み）

草津市告示第6号

草津市保育体制強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年1月11日

草津市長 橋 川 渉

草津市保育体制強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
草津市保育体制強化事業補助金交付要綱（平成29年草津市告示第14号）の一部を次の表のように改正する。
（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 保育所の人材確保対策を推進するため、地域住民や子育て経験者等の地域の多様な人材（以下「	（趣旨） 第1条 保育所の人材確保対策を推進するため、地域住民や子育て経験者等の地域の多様な人材（以下「

改正後	改正前												
保育支援者」という。)の配置、散歩等の児童の園外活動時の見守り等および特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯に安全な保育体制を強化するために配置する者(以下「スポット支援員」という。)の配置を実施する認可保育所および幼保連携型認定こども園(次条において「保育所等」という。)ならびに小規模保育事業、家庭的保育事業および幼稚園型認定こども園のうち保育の体制強化に取り組む民間施設に対し、予算の範囲内で草津市保育体制強化事業補助金を交付することについて、草津市補助金等交付規則(昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。 (補助対象事業の要件等) 第2条 補助対象事業は、市内に所在する保育所等、<u>小規模保育事業、家庭的保育事業および幼稚園型認定こども園</u>が実施する「保育人材確保事業の実施について(平成29年4月17日雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」の別添6に定める「保育体制強化事業実施要綱」により行う事業とする。 2 事業の補助対象施設は、次に掲げるとおりとする。 (1) 保育支援者の配置 保育所等 (2) 児童の園外活動の見守り等およびスポット支援員の配置 ア 保育所等 イ 小規模保育事業 ウ 家庭的保育事業 エ 幼稚園型認定こども園 3 事業の要件は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(2) ≪現行どおり≫ (3) スポット支援員の配置 ア スポット支援員は平成26年4月1日以降、新たに配置された者とする。 イ スポット支援員は、対象施設が第1号の事業と合わせて実施する場合は、同号で配置した保育支援者とは別に加配すること。 (補助金の額) 第3条 補助金の額は、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>事業</th><th>補助金の額</th></tr> <tr> <td>≪現行どおり≫</td><td>≪現行どおり≫</td></tr> <tr> <td><u>スポット支援員の配置</u></td><td><u>1箇所当たり月額</u> <u>45,000円</u></td></tr> </table> 第4条～第6条 ≪現行どおり≫	事業	補助金の額	≪現行どおり≫	≪現行どおり≫	<u>スポット支援員の配置</u>	<u>1箇所当たり月額</u> <u>45,000円</u>	保育支援者」という。)の配置<u>および</u>散歩等の児童の園外活動時の見守り等を実施し、<u>保育の体制強化に取り組む民間の認可保育所(以下「保育所」という。)</u>および幼保連携型認定こども園(次条において「保育所等」という。)に対し、予算の範囲内で草津市保育体制強化事業補助金を交付することについて、草津市補助金等交付規則(昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。 (補助対象事業の要件等) 第2条 補助対象事業は、市内に所在する保育所等が実施する「保育人材確保事業の実施について(平成29年4月17日雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」の別添6に定める「保育体制強化事業実施要綱」により行う事業とする。 ≪改正後に新設≫ 2 事業の要件は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(2) ≪省略≫ ≪改正後に新設≫ (補助金の額) 第3条 補助金の額は、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>事業</th><th>補助金の額</th></tr> <tr> <td>≪省略≫</td><td>≪省略≫</td></tr> <tr> <td>≪改正後に新設≫</td><td>≪改正後に新設≫</td></tr> </table> 第4条～第6条 ≪省略≫	事業	補助金の額	≪省略≫	≪省略≫	≪改正後に新設≫	≪改正後に新設≫
事業	補助金の額												
≪現行どおり≫	≪現行どおり≫												
<u>スポット支援員の配置</u>	<u>1箇所当たり月額</u> <u>45,000円</u>												
事業	補助金の額												
≪省略≫	≪省略≫												
≪改正後に新設≫	≪改正後に新設≫												

改正後	改正前
別記様式第 1 号 <現行どおり> 別記様式第 2 号 (別添 1－1 のとおり) 別記様式第 3 号 <現行どおり> 別記様式第 4 号 (別添 2－1 のとおり)	別記様式第 1 号 <省略> 別記様式第 2 号 (別添 1－2 のとおり) 別記様式第 3 号 <省略> 別記様式第 4 号 (別添 2－2 のとおり)

付 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 1 1 日から施行し、令和 5 年度の事業から適用する。